

佐伯市いじめ防止基本方針

平成28年3月
佐伯市・佐伯市教育委員会
(平成31年4月一部改定)

佐伯市いじめ防止基本方針

目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	
1	いじめ防止対策推進法について	1
2	基本的な考え方	1
3	いじめの定義	1
4	いじめの理解	3
5	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
第2	いじめの防止等のための取組	
1	佐伯市教育委員会及び佐伯市として行う施策	4
2	学校が実施する施策	7
第3	重大事態への対処	
1	佐伯市教育委員会及び学校による調査	13
2	市長による再調査及び措置	16
第4	その他のいじめの防止等のための対策に関する事項	17
附則	いじめ事案（重大事態発生時）の対応	

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめ防止対策推進法について

いじめは、いじめを受けた児童生徒の、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されない行為です。

いじめは、人権侵害そのものであり、偏見に根ざした差別行為であり、個人の尊厳を大きく傷つけるものであるといえます。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

これまでも、地域や学校において様々な取組が行われてきましたが、今なお、いじめを背景とした重大な事案が全国で発生しています。

そこで、社会総がかりでいじめの問題に対峙する、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。

2 基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒の尊厳を保ち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを旨として行われなくてはなりません。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、常に学校や保護者、家庭や地域住民、その他の関係者との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

よって、「佐伯市いじめ防止基本方針」は、法の目的や基本理念、国や県の基本方針等を踏まえ、これまでのいじめの対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものです。

3 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行います。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければなりません。
 例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいるが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。
- いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。
 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。
- 具体的ないじめの態様（例）
 - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれるなど
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
 - ・ 席を離されるなど
 - ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられるなど
 - ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋸やガム、ゴミ等を入れられる
 - ・ 写真や鞆、靴等を傷つけられるなど
 - ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられるなど
 - ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外され

るなど

- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

4 いじめの理解

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」です。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。
- 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成28年6月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。
- 本市のいじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の約5割、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が全体の約2割を占め、その加害側が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われています。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要です。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「どの児童にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、佐伯市立小中学校には「いじめの防止等の対策のための組織（例：学校いじめ対策組織）」を置くものとし、学校におけるいじめ問題克服のために、組織的に取り組むことを基本とします。

(1) いじめの未然防止

ア 学校では、その教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にします。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自身の主体的な活動を推進する必要があります。

イ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる魅力ある学校づくりを進めるとともに、全ての児童等をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくる社会をめざします。

ウ 学校、地域や家庭と一体となって取組を推進することで、いじめの背景にある、児童生徒が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

- エ 市教育委員会及び学校は、インターネットを介して行われるものも含め、いじめを防止するため、児童等の自主的ないじめ防止活動への支援や当該学校の教職員に対する研修はもとより、在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講じます。

(2) いじめの早期発見

学校は、いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的なアンケート調査等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制づくりに努めます。

また、児童生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりや教育相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを相談しやすい体制を整える等、市民総ぐるみでの児童生徒の見守りを進めます。

大人は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、軽視したり、躊躇したりすることなく、早い段階から的確に関わりを持つことに努めます。

(3) いじめへの対処

学校におけるいじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行います。その際の留意事項として「大分県いじめ防止基本方針」にも記載されているように、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことを基本としつつ、いじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認します。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。

また、事案に応じ、市教育委員会や福祉、警察等の関係機関との連携を行います。

第2 いじめの防止等のための取組

1 佐伯市教育委員会及び佐伯市として行う施策

(1) 佐伯市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

① 連絡協議会の設置

法第14条第1項の趣旨に鑑み、いじめの防止等に向けて、市や地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する、「佐伯市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

② 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、学校、市教育委員会、佐伯市こども福祉課、児童相談所、佐伯警察署、地方法務局、弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉士会など必要と認められる機関で構成します。

③ 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行います。

- ア 市の基本方針に基づく各団体等の取組状況
- イ いじめに関する地域の現状や課題
- ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- エ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- オ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し等

(2) 佐伯市いじめ問題対策委員会の設置

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査を行うための機関として「佐伯市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置します。

- ① 対策委員会の構成
委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- ② 対策委員会の審議内容
ア 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。
イ いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関すること。

(3) 佐伯市「学校支援チーム」の活用

いじめの防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関といじめの調査を行うため、専門的知見からの支援や助言を行うために佐伯市「学校支援チーム」¹の対策委員を活用して以下の機能、役割を果たします。

- ア 市の基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行う。
- イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行う。

(4) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- ① いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域間の連携を図りながら体制を整備します。
- ② いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図り、教職員研修を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図ります。
- ③ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、各学校における全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図ります。
- ④ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、各学校の実情に応じて地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実を推進します。
- ⑤ 児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう、各学校における啓発活動を推進します。
- ⑥ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう、管理職をはじめとし、生徒指導主事や各種主任等による学校マネジメント体制の整備を推進します。

(5) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ① 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努めます。
- ② 児童生徒、保護者及び教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備します。

¹ 佐伯市「学校支援チーム」とは、学校で起こる諸問題や、保護者・地域からの相談・苦情等の解決に至るまでの過程が長期化・複雑化・深刻化することを防ぎ、学校が本来の教育活動に専念できるよう学校の支援を行うことを目的として市教育委員会に設置したものである。対策委員は、専門相談員、教育部長、教育総務課長、学校教育課で構成する。

- ③ 大分県教育委員会に働きかけ、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談体制の充実を図ります。
- ④ 佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」等、各種相談窓口の周知を図ります。
- ⑤ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を努めます。

(6) 関係機関等との連携

市教育委員会は、「佐伯市いじめ問題対策連絡協議会」と「さいきドリーム・プロジェクト」とを中心として、学識経験者、児童相談所、警察、医師、弁護士、専門的な知識及び経験を有する第三者、PTA連合会や地域の関係団体等と連携・協働し、いじめ防止等の対策を実効的に行います。

(7) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ・市教育委員会及び学校は、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体を通して、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う観点から評価することを推進し、教職員に周知します。
- ・市教育委員会は、学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面接・保護者面接の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

2 学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教育委員会とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国又は県、市の基本方針等を参酌して、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応ができる。
 - ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びそ

の保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

- ③ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点の基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。
- ・ 学校基本方針の策定に当たっては、「どのようにしていじめの防止と早期発見をするのか」「学校がどのような児童生徒を育てようとするのか」「教職員は何をすべきか」「保護者や地域はどのように協力するのか」「関係機関との連携はどのようにあるべきか」等について保護者や地域の方々の協力を得たり、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめの防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面接・保護者面接の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。
- ・ 各学校は、策定した学校基本方針について、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめの防止等に取り組みます。
- ・ 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する必要があります。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第２２条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の設置

- ・ 法第２２条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くよう明示的に規定しており、各学校は、学校いじめ対策組織を常設するものとし、
- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることに留意します。

② 組織の構成員

- ・ 組織の構成員は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉の専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者であるスクールサポーターなどの外部専門家が参加する構成とします。

③ 具体的な組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。具体的な役割は以下のとおりとします。

ア 未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

を行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行
- ・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

④ 組織の周知

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、組織の存在や活動が容易に認識される取組を行います。
- ・学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを児童生徒に認識させる必要があります。

(2) いじめの未然防止のための取組（法第15条及び第19条第1項関係）

- ① 全ての児童生徒を対象に「いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されない」という意識の醸成を図り、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことで、いじめが重大な問題と捉えられる児童生徒の育成に取り組めます。その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害、加害、周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等法律上の扱い等も学ばせます。
- ② いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制を確立し、家庭・地域との連携を図ります。
- ③ 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人びととの関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を得られる学校生活、風土づくりを推進します。
- ④ いじめに対してはやし立てたり面白がったり、暗黙の了解を与えたりせずに、勇気を持って学校いじめ対策組織に報告する等いじめを止め、いじめをゆるさない集団づくりに取り組みます。
- ⑤ 教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずいじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努めま

す。

- ⑥ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、児童生徒との信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払います。特に「いじめられる側にも問題がある」という意識や発言は、いじめを容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立化させ、いじめを深刻化させることに留意します。
- ⑦ いじめについて「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成する未然防止」という考えの下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進します。
- ⑧ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- ⑨ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- ⑩ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ⑪ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。
- ⑫ 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(3) いじめの早期発見のための取組（法第16条関係）

- ① 学校は「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払います。
- ② いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するように努めます。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努めます。
- ④ 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努めます。
- ⑤ 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための学校における相談窓口を設け、その周知を行います。
- ⑥ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及び

いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員が理解するとともに、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

(4) いじめに対する措置（法第23条関係）

- 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得ます。
- 児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告や相談があった場合は、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒が「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、その後の報告・相談を行わなくなる可能性があるため、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる必要があります。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報は適切に記録します。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下に必要な指導や支援を継続的に行います。
- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス等いじめ行為に至った背景を把握の上再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画に基づく指導を行うほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行います。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定します。
学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する必要があります。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

- 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行います。

(5) 関係機関との連携

- ① 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、スクールサポーター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努めます。
- ② 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ③ 佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」、県のネットいじめ相談窓口、大分地方方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行います。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行います。
- ⑤ 保護者や地域住民に対し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進します。
- ⑥ 児童生徒を地域で見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やします。
- ⑦ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はスクールサポーターや佐伯警察署と相談して対処します。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに佐伯警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(6) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（法第19条関係）

- ① 「技術・家庭」や特別活動等、各種の授業を通じて、情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身に付ける情報モラル、情報リテラシー等の教育の充実を図るとともに、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な機会を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進します。
- ② 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめ

が顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行います。

- ③ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図ります。

(7) 校内研修の充実

- ① 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。
- ② 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれます。

第3 重大事態への対処

1 佐伯市教育委員会及び学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

法第28条において、次のように規定されています。

第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(2) 重大事態の意味

- ① 法第28条第1項各号に規定する「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。
- ② 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合

- ・ 金品等に重大な被害が生じた場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などが想定されます。
- ③ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、**年間30日を目安**とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の判断により迅速に調査に着手します。
- ④ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。**

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。

また、市教育委員会は、重大事態が発生した場合は、重大事態の対処に向けた支援、助言等を迅速に行うため大分県教育委員会にも報告します。

(4) 事実関係を明確にするための調査

- ① 調査の趣旨及び調査主体
- ・ 学校から報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断します。
 - ・ 学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。
 - ・ 市教育委員会が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合を指します。
- ② 調査を行うための組織
- ア 学校が調査主体となって調査を行う場合
- ・ 法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織（例：学校いじめ対策組織）」を母体として、心理・福祉の関係者、PTA役員等の教職員以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が「学校いじめ調査委員会」を設置し、これが調査に当たります。
 - ・ 教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。
- イ 市教育委員会が主体となって調査を行う場合
- ・ 市教育委員会が設置している「佐伯市いじめ問題対策委員会」が調査に当たります。
 - ・ 市立小中学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査しても十分な結果が得られないと判断した場合は、市教育委員会は県教育委員会に必要な協力を要請します。
- ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること

です。

- ・ 調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とします。
- ・ 調査を実効性あるものとするため、市教育委員会又は学校は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとします。
- ・ 市教育委員会又は学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への適切な指導を行い、いじめの行為を止めます。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活が落ち着いて送れるよう復帰への支援や学習支援等を行います。
- ・ 調査を行うに当たり、事案の重大性を踏まえ、関係機関とも適切に連携し、対応に当たります。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童生徒の死亡や入院など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方針について協議し、調査に着手します。
- ・ 調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行います。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。
- ・ 調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
- ・ 遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できうる限りの配慮と説明を行います。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要です。
- ・ 資料や情報については、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのないものをより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行います。
- ・ 学校が調査を行う場合は、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行います。

エ その他留意事項

- ・ 重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかな

い風評等が流れたりする場合もあることから、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。スクールカウンセラーや大分県こころの緊急支援活動チーム（CRT（Crisis Response Team））の活用も考慮します。

（５）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の適切な提供
 - ・ 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について適時・適切な方法により説明します。
 - ・ 情報の提供に当たり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないように留意します。
 - ・ 質問紙調査等の実施により得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒又は保護者に提供する場合があり得ることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとります。
 - ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。
- ② 調査結果の報告
 - ・ 学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、また、市教育委員会が実施した調査結果は、直接市長に報告します。
 - ・ 管内学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、あわせて大分県教育委員会にも報告します。
 - ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。その際には、市教育委員会又は学校は、事前にその旨を児童生徒又は保護者に伝えます。

2 市長による再調査及び措置

（１）市長による再調査の実施

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- ① 重大事態の報告を受けた市長は、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、調査の結果について改めて調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。

- ② 構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とします。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第30条

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」として、市教育委員会においては、例えば臨床心理士や専門相談員などの派遣による重点的な支援等が考えられます。

また、再調査を行ったとき、佐伯市長はその結果を議会に報告しなければなりません。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

第4 その他のいじめの防止等のための対策に関する事項

- 1 市は、市の基本方針の策定から3年を目途として、国・県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果について必要な措置を講ずることとします。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。